

**建築物のアスベスト対策**  
(飛散の恐れのあるアスベスト対策)

**既存民間建築物対策**

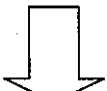
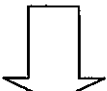
**解体に伴うアスベストの飛散防止対策**

- ・床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物
- ・昭和 30 年から 55 年までに施工されたもの
- ・室内又は屋外に露出して吹付があるもの

- ・床面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の建築物
- ・昭和 30 年から 55 年までに施工されたもの
- ・室内又は屋外に露出して吹付があるもの

- ・飛散性アスベストの有無の事前調査実施
- ・工事着手前に飛散性アスベストの適正処理

- ・周辺との隔離
- ・前室の設置
- ・集じん機の設置など飛散防止基準の遵守



**現況調査**

- ・目視によりアスベストの吹付の有無を確認

< 発散の恐れがある場合の指導内容 >

- ・不用意に除去しない
- ・適切な除去、封じ込め等の対策を指導

相談体制  
(1,000 m<sup>2</sup>未満の場合と同様)

**相談窓口の設置**

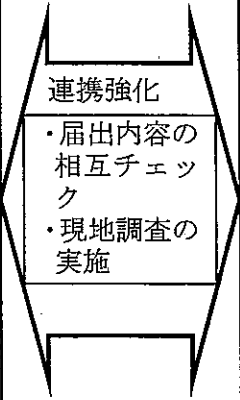
- ・県民局及びひょうご住まいサポートセンター
- ・神戸市ほか 11 市でも相談体制の整備要請

**相談内容**

- ・分析機関の紹介
- ・処理業者の紹介
- ・対策の指導

**届出窓口**

県民局建築課  
市(建築指導部局)



**届出窓口**

県民局環境課  
政令市(環境部局)